



栃木県公報

平成30年
3月12日(月)
号外
第10号

目次

○栃木県収入証紙条例施行規則の一部改正	1
○収入証紙の売りさばき機関	1

規 則

栃木県規則第三号

栃木県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県収入証紙条例施行規則（平成十六年栃木県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 略</p> <p>（県が行う収入証紙の売りさばき等）</p> <p>第二条の二 条例第六条の規定により県が行う収入証紙の売りさばきは、別に定める機関（以下「売りさばき機関」という。）において行うものとする。</p> <p>2 前項の売りさばき機関を定めたときは、その旨を公告するものとする。これを変更したときも同様とする。</p> <p>3 売りさばき機関の長は、知事から収入証紙の交付を受けた場合には、適正に管理しなければならない。</p> <p>4 この条に定めるもののほか、県が行う収入証紙の売りさばきに関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第二条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（会計局会計管理課）

公 告

○収入証紙の売りさばき機関

栃木県収入証紙条例施行規則（平成16年栃木県規則第32号）第2条の2第1項の規定により、収入証紙の売りさばき機関を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年 3月12日

栃木県知事 福 田 富 一

売りさばき機関	所 在 地
栃木県鹿沼県税事務所	鹿沼市今宮町1664- 1
栃木県真岡県税事務所	真岡市荒町116- 1

(会計局会計管理課)